

# 成年後見制度

せい ねん こう けん せい ど

たとえば、こんなとき・・・

あなた、ご家族の権利を守ります



親と離れて暮らしています

最近、親の認知症が進んで心配。お金の管理や手続きなど法律的に支援してもらえないか。

障害を持つ子供と暮らしています

将来、子供がひとりになったときのことがか心配。

近隣に独居老人が暮らしています

見知らぬ人が出入りしている。詐欺などに合わないか心配。

夫婦二人で暮らしています

子供がいないので、いざという時に備えて、安心できる場所へ財産管理をお願いしたい。

長年寝たきりの親がいます

長期の入院でお金がかかり、土地を売って入院費にあてたい。

遠方に家族がいて心配かけたくない。

もし認知症になっても、家、土地の処分や施設の手続きなどをしてもらいたい。

## 成年後見制度とは・・・

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、医療、介護、福祉サービスを利用するための手続きや不動産や預貯金などの財産管理が難しい場合があります。また、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が不十分な人を保護し、法律的に支援する制度です。

・・・・・・・・成年後見制度について詳しく知りたい方は・・・・・・・・

裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/koukenp/>

前橋家庭裁判所沼田支部 0278 - 22 - 3123

法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp>

日本公証人連合会 <http://www.koshonin.gr.jp>

前橋合同公証役場 027 - 223 - 8150

一般社団法人信託協会リーフレット <http://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/data04panfu.html>

日本司法支援センター法テラス <http://www.houterasu.or.jp/>



 総合相談窓口 川場村役場健康福祉課福祉係  
川場村地域包括支援センター

0278-52 - 2111  
0278-50 - 1425

